

改 正 後					改 正 前					
個⑥077-4 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】					個⑥077-4 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】					
復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、 企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は 避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書					復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難 解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書					
(平成 年分) 氏名 _____					(平成 年分) 氏名 _____					
被災雇用者等を雇用した場合	認定地方公共団体の指定を受けた日	① 平 . .	所得税額の特別控除額	税額控除限度額 $((③ \times \frac{10}{100}) \text{ 又は } (⑥ \times \frac{20}{100}))$	⑦	被災雇用者等を雇用した場合	認定地方公共団体の指定を受けた日	① 平 . .	所得税額の特別控除額	
	本年の適用期間内における被災雇用者等に対して支給する給与等の額	②	本年の適用期間内における被災雇用者等に対して支給する給与等の額	⑧	税額控除限度額 $((③ \times \frac{10}{100}) \text{ 又は } (⑥ \times \frac{20}{100}))$	⑦	本年の適用期間内における被災雇用者等に対して支給する給与等の額	②	本年分の事業所得に係る所得税額	
	同上のうち必要経費に算入される額	③	同上のうち必要経費に算入される額	⑨	本年税額基準額 $(⑧ \times \frac{20}{100})$	⑨	同上のうち必要経費に算入される額	③	本年税額基準額 $(⑧ \times \frac{20}{100})$	
避難対象雇用者等を雇用した場合	福島県知事の認定又は確認を受けた日	④ 平 . .	所得税額の計	本年税額控除可能額 (⑦と⑨のうち少ない金額)	⑩	避難対象雇用者等を雇用した場合	福島県知事の確認を受けた日	④ 平 . .	所得税額の計	本年税額控除可能額 (⑦と⑨のうち少ない金額)
	本年の適用期間内における避難対象雇用者等に対して支給する給与等の額	⑤	本年の適用期間内における避難対象雇用者等に対して支給する給与等の額	⑪	本年税額控除可能額 (⑦と⑨のうち少ない金額)	⑩	本年の適用期間内における避難対象雇用者等に対して支給する給与等の額	⑤	所得税額超過構成額	
	同上のうち必要経費に算入される額	⑥	同上のうち必要経費に算入される額	⑫	所得税額の特別控除額 (⑩-⑪)	⑫	同上のうち必要経費に算入される額	⑥	所得税額の特別控除額 (⑩-⑪)	

改 正 後	改 正 前
<p>個⑥077-4 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】</p> <p>復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、 企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は 避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、個人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条の3第1項に規定する復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、同法第10条の3の2第1項に規定する企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は同法第10条の3第1項に規定する避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「⑦」欄は、震災特例法第10条の3第1項の規定の適用を受ける場合には「又は $(\text{⑥} \times \frac{20}{100})$」を消し、震災特例法第10条の3の2第1項及び第10条の3第1項の規定の適用を受ける場合には「$(\text{③} \times \frac{10}{100})$ 又は」を消します。</p> <p>(2) 「⑧」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}}$ <p>(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、特定震災指定寄附金特別控除（震災特例法8）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定期長優良住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、電子証明書等特別控除（平成25年改正前の租税特別措置法41の19の5）及び外国税額控除（所法95）の規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(3) 「⑪」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑫」欄のBの金額を記載します。</p> <p>2 提出先</p> <p>納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文</p> <p>震災特例法第10条の3、第10条の3の2、第10条の3の3</p>	<p>個⑥077-4 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】</p> <p>復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は 避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、個人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条の3第1項に規定する復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は同法第10条の3の2第1項に規定する避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「⑦」欄は、震災特例法第10条の3第1項の規定の適用を受ける場合には「又は $(\text{⑥} \times \frac{20}{100})$」を消し、震災特例法第10条の3の2第1項の規定の適用を受ける場合には「$(\text{③} \times \frac{10}{100})$ 又は」を消します。</p> <p>(2) 「⑧」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}}$ <p>(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、特定震災指定寄附金特別控除（震災特例法8）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定期長優良住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、電子証明書等特別控除（措法41の19の5）及び外国税額控除（所法95）の規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(3) 「⑪」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑫」欄のBの金額を記載します。</p> <p>2 提出先</p> <p>納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文</p> <p>震災特例法第10条の3、第10条の3の2</p>